

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、子ども子育て支援関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岡山県玉野市教育委員会

公表日

令和7年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給等に関する以下の事務を行うもの。（サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む。） ・認定に関する事務 ・利用者負担に関する事務 ・利用の調整に関する事務 ・支給に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども子育てシステム、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
認定情報ファイル、利用者負担情報ファイル、収納・滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	就学前教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市（総務部総務課行政・統計係） 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市教育委員会（就学前教育課就学前教育係） 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5573
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	玉野市情報セキュリティポリシー、玉野市特定個人情報の取扱いに関する管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じており、特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 なおUSB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	福祉政策課	事後	機構改革
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 岡本 隆	福祉政策課長 中村 典男	事後	人事異動
平成29年7月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市教育委員会(就学前教育課就学前教育係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5573	事後	
平成29年7月19日	表紙 評価実施機関名	岡山県玉野市長	岡山県玉野市教育委員会	事後	機構改革
平成29年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	就学前教育課	事後	機構改革
平成29年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉政策課長 中村 典男	就学前教育課長 牧野 真哉	事後	機構改革
令和2年6月8日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	子ども子育て支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給等に関する以下の事務を行うもの。 ・認定に関する事務 ・利用者負担に関する事務 ・利用の調整に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育てシステム	総合住民情報(子ども子育て)システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月8日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・コドモ・コソダテファイルホイク(fkhkHoiku) ・コドモ・コソダテファイルシンセイ(fkhkShinsei) ・コドモ・コソダテシキユウ(fkhkShikyuu)	認定情報ファイル、利用者負担情報ファイル、収納・滞納情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	就学前教育課長 牧野 真哉	課長	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年6月8日時点		
令和2年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日 時点	令和2年6月8日時点		
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給等に関する以下の事務を行うもの。 ・認定に関する事務 ・利用者負担に関する事務 ・利用の調整に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給等に関する以下の事務を行うもの。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む。) ・認定に関する事務 ・利用者負担に関する事務 ・利用の調整に関する事務 ・支給に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(修正なし)	(追記)、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番94並びに子ども子育て支援法第20条等	番号法第9条第1項、別表第一の94の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二項番116	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の116の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(修正なし)	(追記)、申請管理システム	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合住民情報(子ども子育て)システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	子ども子育てシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の94の項	番号法第9条第1項、別表127の項	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の116の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事前	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月8日時点	令和6年11月1日時点		
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年6月8日時点	令和6年11月1日時点		